

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、令和元年12月大槌町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松則明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

11番、金崎悟朗君及び12番、阿部義正君を指名いたします。

○

日程第2 会期の決定

○議長（小松則明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月12日までの7日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月12日までの7日間と決定いたしました。

○

日程第3 諸般の報告及び行政報告

○議長（小松則明君） 日程第3、諸般の報告及び行政報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

議会閉会中における動向につきましては、その概要を取りまとめお手元に配付しておりますので、ごらん願います。

次に、本日までに受理した請願はございません。なお、陳情等につきましては、お手元に配付の資料のとおりですので、報告いたします。

以上で私からの諸般の報告を終わります。

続いて、釜石大槌地区行政事務組合議会、岩手県沿岸知的障害児施設組合議会、岩手沿岸南部広域環境組合議会、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告については、お手元に配付しております概要報告のとおりですので、ごらん願います。

次に、行政報告を行います。町長、御登壇願います。

○町長（平野公三君）　〔報告書のとおり〕

○

- 
- 日程第 4 議案第 98号 大槌町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定  
について
- 日程第 5 議案第 99号 大槌町復興まちづくり支援施設の設置及び管理に関する  
条例の制定について
- 日程第 6 議案第100号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条  
例について
- 日程第 7 議案第101号 大槌町町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第102号 大槌町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第103号 大槌町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の  
一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第104号 大槌町漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条  
例について
- 日程第11 議案第105号 大槌町漁業集落排水処理事業分担金条例の一部を改正  
する条例について
- 日程第12 議案第106号 大槌町防災集団移転促進事業に係る宅地の貸付け及び  
譲渡に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第107号 大槌町公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第108号 大槌町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改  
正する条例について
- 日程第15 議案第109号 大槌町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正す  
る条例について
- 日程第16 議案第110号 大槌町上水道事業給水条例の一部を改正する条例につ  
いて
- 日程第17 議案第111号 大槌町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の  
一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第112号 大槌町柵内地区集会所の管理を行う指定管理者の指定  
について

- 日程第19 議案第113号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 日程第20 議案第114号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分協議に関し議決を求めることについて
- 日程第21 議案第115号 令和元年度大槌町一般会計補正予算（第4号）を定めることについて
- 日程第22 議案第116号 令和元年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについて
- 日程第23 議案第117号 令和元年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについて
- 日程第24 議案第118号 令和元年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについて
- 日程第25 議案第119号 令和元年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについて
- 日程第26 議案第120号 令和元年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第4、議案第98号大槌町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定についてから、日程第26、議案第120号令和元年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについてまで23件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局からの提案理由の説明を求めます。  
総務課長。

○総務課長（三浦大介君） 令和元年12月大槌町議会定例会における議案23件につきまして、一括で提案理由を申し上げます。

議案第98号及び議案第99号は、条例の制定となります。

議案第98号大槌町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、当該職員の給与等について必要な事項を定めるものであります。

議案第99号大槌町復興まちづくり支援施設の設置及び管理に関する条例の制定については、地方自治法第244条の2第1項の規定により、公の施設となる大槌町復興まちづ

くり支援施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものであります。

議案第100号から議案第111号までは、条例の一部を改正する条例となります。

議案第100号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、令和元年岩手県人事委員会勧告に鑑み、行政職給料表を改定するものであります。

議案第101号大槌町町税条例の一部を改正する条例については、地方税法第323条の規定による町民税の減免について、新たな減免事項を追加するものであります。

議案第102号大槌町下水道条例の一部を改正する条例について、議案第103号大槌都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について、議案第104号大槌町漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について及び議案第105号大槌町漁業集落排水処理事業分担金条例の一部を改正する条例については、公共下水道事業及び漁業集落排水処理事業に地方公営企業法の全部を適用することから、所要の改正を行うものであります。

議案第106号大槌町防災集団移転促進事業に係る宅地の貸付け及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例については、防災集団移転促進事業に係る空き区画の一般分譲化を開始する予定であることから、所要の改正を行うものであります。

議案第107号大槌町公民館条例の一部を改正する条例については、中央公民館赤浜分館の復旧に伴い、施設内容等について所要の改正を行うものであります。

議案第108号大槌町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、新たに設置する大槌町柵内地区集会所に伴い、必要な事項等について所要の改正を行うものであります。

議案第109号大槌町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第110号大槌町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について及び議案第111号大槌町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、公共下水道事業及び漁業集落排水処理事業に地方公営企業法の全部を適用することから、所要の改正を行うものであります。

議案第112号大槌町柵内地区集会所の管理を行う指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設となる大槌町柵内地区集会所を指定管理者に管理させるものであります。

議案第113号岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて及び議案

第114号岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについては、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が令和2年3月31日をもって解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の変更並びに財産処分の協議を求めるものであります。

議案第115号から議案第120号までは、各会計の補正予算となります。

議案第115号令和元年度大槌町一般会計補正予算（第4号）を定めることについては、岩手県人事委員会勧告等に係る人件費及び令和元年台風第19号関係の災害復旧工事等の計上により、歳入歳出予算に10億8,270万1,000円を追加し、歳入歳出総額を293億8,017万6,000円とするものであります。

第2条では繰越明許費の追加8件、第3条では地方債の変更4件の補正となります。

議案第116号令和元年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについては、県支出金過年度返還金等の計上により、歳入歳出予算に731万9,000円を追加し、歳入歳出総額を18億2,653万8,000円とするものであります。

議案第117号令和元年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについては、岩手県人事委員会勧告に係る人件費等の計上により、歳入歳出予算に166万3,000円を追加し、歳入歳出総額を17億2,865万9,000円とするものであります。

議案第118号令和元年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについては、岩手県人事委員会勧告に係る人件費及び漁業集落排水処理場放流管新設工事等の計上により、歳入歳出予算に5,259万2,000円を追加し、歳入歳出総額を13億1,745万3,000円とするものであります。

第2条では、地方債の変更1件の補正となります。

議案第119号令和元年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについては、岩手県人事委員会勧告に係る人件費及び第1号通所型事業負担金の計上により、歳入歳出予算に628万1,000円を追加し、歳入歳出総額を15億4,427万6,000円とするものであります。

議案第120号令和元年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについては、人件費等の計上に伴い、収益的支出の予定額に387万9,000円を追加し、収益的支出の予定総額を3億9,005万5,000円とするものであります。

以上、一括で提案理由を申し上げます。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小松則明君） 以上をもって当局からの説明は終わりました。

本日はこれをもって散会といたします。

あす7日から9日までは議案思考のため休会とし、10日火曜日は午前10時より再開いたします。

本日は大変御苦労さまでございました。

散 会 午前10時37分